

# ユニバーサルデザインを踏まえた 火災警報設備等の検討状況

消防庁予防課



## これまでの経過

聴覚障がい者に対応した火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する検討会(全4回)

ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書

平成23年度第1回予防行政のあり方に関する検討会

ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の法令基準整備に係る意見調査を実施(対象:本検討会委員)

意見とりまとめ及び素案作成

設置対象建物の各事業者団体への個別ヒアリングを実施

意見とりまとめ及び素案修正

平成23年度第2回予防行政のあり方に関する検討会

## 昨年度の検討において得られた結論

欧米をはじめとする諸外国では光警報装置の導入が義務付けられており、日本でも「駅・空港等」「ホテル」「病院」等における高いニーズがある。

先行事例もあり、既に技術開発が進んでいる光警報装置は導入が図りやすいため、公共施設などで優先的に整備することが適当である。

円滑・効果的な普及に向け、当面、聴覚障がい者のニーズが高い建物のうち一定規模以上のものを中心に法令で基準を設けていく。

## 今年度の検討における目的

設置の基準を法令上明確にすることや、設置を義務付けた上で、設置対象となる建物の用途や規模、既存建物への遡及適用といった、具体的な課題に係る論点整理を行い、その方向性について関係者の理解を得る。

# 光警報装置の設置を義務付ける建物用途について

## ○ 設置対象となる具体的な建物用途の範囲をどう決めるか。

※ 聴覚障がい者を対象としたアンケート調査によれば「駅・空港等」、「ホテル」、「病院」などへの設置ニーズが高い。

各委員の意見	対応案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定用途を中心に、駅・空港、ホテル、病院、福祉施設、劇場、個室型店舗などを対象とすることが望ましい。</li> <li>・ 聴覚障がい者が訪れるであろう全ての用途を対象とすべき。</li> <li>・ 世界的な動向に対応するため、特に不特定多数の、しかも外国人も多く利用する施設に優先して設置すべき。</li> </ul>	<p>聴覚障がい者のニーズも踏まえ、健聴者と同時に火災を覚知しなければ避難困難となる可能性が高い用途に限定してはどうか。</p>



## ■ 設置対象用途（案）

特定用途	劇場・映画館等(1項イ)、集会所等(1項ロ)、遊興施設等(2項)、飲食店等(3項イ・ロ)、百貨店(4項)、ホテル等(5項イ)、病院、福祉施設等(6項イ・ロ・ハ・ニ)、蒸気浴場(9項イ)、地下街(16の2項)
非特定用途	美術館・博物館等(8項)、公衆浴場(9項ロ)、駅・空港等(10項)
複合用途(16項イ・ロ)、準地下街(16の3項)のうち、上記の用途に供する部分	

※ 設置対象外： 共同住宅(5項ロ)、学校等(7項)、寺社等(11項)、工場等・映画スタジオ等(12項イ・ロ)、駐車場・格納庫(13項イ・ロ)、倉庫(14項)、事務所等(15項)、文化財・アーケード・山林・舟車(17～20項)

## ○ 設置対象となる建物の規模をどうすべきか。

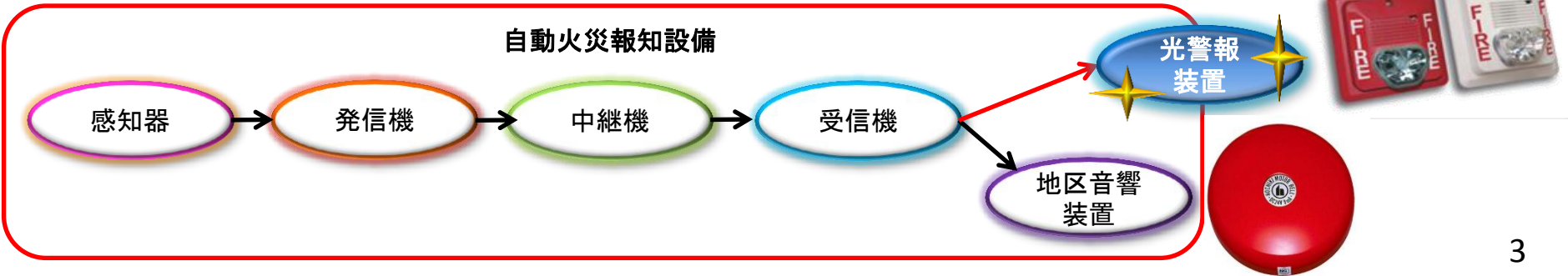
- (案) ① 自動火災報知設備の設置対象(特定用途で延べ面積300㎡以上のものなど)  
 ② バリアフリー新法でスロープなどが義務づけられる規模のもの(延べ面積2000㎡以上のもの)  
 ③ スプリンクラー設備の設置義務対象(延べ面積6000㎡以上のものなど)  
 ④ 防災センターが設けられている規模のもの(延べ面積50,000㎡のものなど)

各委員の意見	対応案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健聴者と区別せず、自動火災報知設備設置規模としてよいのではないか。</li> <li>・ 基本的に音による警報設備(自火報、放送設備、非常ベルなど)と連動させるようにした方が良い。</li> <li>・ 規模で一律に規定するのではなく、建物の用途に応じて考えるべきではないか。</li> </ul>	<p>規模としては自動火災報知設備の設置対象の規模としてはどうか。</p> <p>その際、光警報装置は自動火災報知設備の一部とし、聴覚障がい者に対して、現行の自動火災報知設備における地区音響装置と同等の役割を果たすものとして位置づけてはどうか。</p>



## ■ 設置対象規模 (案)

現行の自動火災報知設備同様、特定用途では300㎡以上(要介護者等が居住する福祉施設や個室ビデオ店等では面積に関わらず全て)、非特定用途では500㎡以上とする。



## ○ 既存の建物に対しても設置させるべきかどうか。

- (案) ① 既存の建物も含め、全ての対象物で設置させる。  
 ② 新規に設置される建物や、大規模改修等に併せた設置を義務付ける。

各委員の意見	対応案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存遡及した場合の社会的影響の大きさを考慮すると、既存の建物に義務づけるのは困難ではないか。(全国で約50万棟)</li> <li>・ ニーズが高い駅や空港、美術館等は現行法令では遡及させることができない。そこまで見直すのは他に与える影響が大きいのではないか。</li> <li>・ 新築又は大規模改修等に限定すると、聴覚障がい者のニーズに応えたとはいえないのではないか。</li> </ul>	<p>今回の改正は現実の火災発生を踏まえて緊急に整備を図るものではなく、将来に向かってより望ましい水準を目指す趣旨であり、遡及適用を求めるのは酷と考える。</p> <p>既存建物については、具体的な経過期間を設けた遡及適用は行わず、大規模の改修時等に遡及することとしてはどうか。</p> <p>なお、既存の建物に対しては、義務化はしないものの、普及のための方策を別途検討する。</p>



## ■ 既存建物への遡及適用 (案)

既存建物については、具体的な経過期間を設けた遡及適用は行わず(経過期間を「当面の間」と定める)、以下の場合に遡及することとする。

既存建物に遡及適用する場合	床面積1,000㎡以上又は延べ面積の1/2以上に及ぶ増築・改築・大規模の修繕・模様替えを行う場合
	非特定用途から特定用途に用途変更する場合

※ その他の既存の建物(大規模改修、用途変更等の無いもの)に対しては、義務化はしないものの、普及のための方策を講じる。

(考えられる例: 防火対象物実態調査による統計調査、積極的に対策を講じた建物に対する表彰制度等)

遡及: 法令改正時に、既にそれまでの法令基準に適合していた建物に対して、改正後の法令基準に適合するよう遡って適用すること。  
 自動火災報知設備は、特定用途については既存遡及が適用される。

# 個室等への対応について

## ○ ホテルの客室や病院の病室など、特に配慮する必要がある場所があるのではないか。

各委員の意見	対応案
<ul style="list-style-type: none"><li>ホテル・旅館等の客室については、全室への設置が望ましいが、設置者側への負担を考慮し、一定割合のものだけに設置を義務化してはどうか。</li><li>病室・個室、精神障がい者の方の利用に供する場所など光警報装置を設置することが、逆に安全な避難管理を妨げるものであってはならない。</li><li>携帯用の光警報装置及び光警報装置以外の警報装置について、代替措置として認められる場合の基準等の検討が必要。</li></ul>	<p>ホテル等の宿泊室については、設置者側への負担を考慮し、バリアフリー新法に準じて一定割合の室に設置義務を課すこととしてはどうか。</p> <p>※ <u>バリアフリー新法にならった設置基準</u> 個室の総数が200以下の場合には当該個室の総数に1/50を乗じて得た数以上、個室の総数が200を超える場合は当該個室の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の個室に設置を求める(国土交通省令第114号参照)。</p> <p>光警報装置以外による警報(振動警報等)についても、代替として認める方向としてはどうか。</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>専ら従業員が利用する室や無人の室(倉庫、事務室など)については、設置義務から除外してもよいのではないか。</li><li>設置義務除外により、障がい者の雇用が阻害される要因となっては困る。</li></ul>	<p>今回の検討の趣旨が、外来者として聴覚障がい者が利用した場合の対策であるため、意見に沿った対応としてはどうか。</p>



### ■ 個室等への対応(案)

- ホテル・旅館等の客室については、バリアフリー新法の義務対象に準じた設置基準により設置を行う。
- 専ら従業員が利用する室や無人の室、パニックなど安全な避難に支障となる事象を誘発する場合などが考えられる病室や精神障がい者が使用する室などを設置対象から除外することができるか、引き続き検討を行う。
- 就寝の用に供する居室では、振動装置その他の警報装置を光警報装置に代えて設けることができることとする。

## 今後の予定(案)

平成23年度第2回予防行政の  
あり方に関する検討会

12月頃

意見とりまとめ及び改正案作成

消防庁内調整  
総務省内調整

約1ヶ月

パブリックコメント

約1~2ヶ月

パブリックコメントへの回答  
及び改正案修正

約1ヶ月

改正手続き

約1ヶ月半

公布

1年程度

周知期間

施行

## 今後の検討課題

### 1 設置基準の詳細

前記の個室等への対応の他、什器などにより一部遮られる場合の取扱い等について詳細な検討が必要。

### 2 点滅式誘導灯との関係

- ・ 同期等の措置を行わなければ、同一視界内での点滅周期がてんかんを誘発するものにならないか。  
〔 光警報装置機器基準(案)・・・0.5Hz以上2Hz以下  
誘導灯告示基準・・・2Hz±0.2Hz
- ・ 誤った方向へ避難誘導しないよう、火災の発生した方向の誘導灯は点滅を停止するが、光警報装置は点滅を続けることになるので混乱が生じる可能性がある(光警報の点滅方向に誘導されないか。)

### 3 防水性能

浴場等(9項イ・ロ)など水がかかる可能性のある場所に設置されるものに対して、どの程度の防水性能が必要かさらに検討。

### 4 試験基準、点検基準

試験基準や点検基準について詳細な検討が必要。